

改正前	改正後
<p>第 16 条 (解約等)</p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでも証券総合取引を通知なく解約することができるものとします。この場合、証券振替決済口座に投資信託または公共債の残高があるときは、直ちに当行所定の手続きをとり、当該投資信託または公共債を他の口座管理機関へお振替えください。なお、「証券振替決済口座管理規定」第 7 条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託または公共債を換金し、その金銭をお客さまの指定預金口座に入金いたします。この換金等によって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p><u>④お客さまが第 18 条に定めるこの約款の変更に同意しないとき</u></p> <p><u>⑤お客さまについて、相続の開始があったとき</u></p> <p><u>⑥やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき</u></p> <p>第 18 条 (約款の変更)</p> <p>1. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要を生じたときに変更されることがあります。<u>なお、変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その変更事項を通知または公表いたします。</u></p> <p>2. <u>前項の通知または公表は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告等によって代えることがあります。</u></p> <p>3. <u>前二項の通知または公表もしくは掲載または公告等が行われた後、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第 1 条 この約款は、<u>平成 28 年 1 月 1 日</u>より適用します。</p>	<p>第 16 条 (解約等)</p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでも証券総合取引を通知なく解約することができるものとします。この場合、証券振替決済口座に投資信託または公共債の残高があるときは、直ちに当行所定の手続きをとり、当該投資信託または公共債を他の口座管理機関へお振替えください。なお、「証券振替決済口座管理規定」第 7 条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託または公共債を換金し、その金銭をお客さまの指定預金口座に入金いたします。この換金等によって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p><u>④お客さまについて、相続の開始があったとき</u></p> <p><u>⑤やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき</u></p> <p>第 18 条 (約款の変更)</p> <p>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要<u>な事由が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき</u>変更されることがあります。<u>変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページ等への掲載またはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第 1 条 この約款は、<u>2019 年 5 月 7 日</u>より適用します。</p>

改正前	改正後
<p>第 16 条 (解約等)</p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでも証券振替決済口座を通知なく解約することができるものとします。この場合、証券振替決済口座に有価証券の残高があるときは、直ちに当行所定の手続きをとり、当該有価証券を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第 7 条において定める振替を行えない場合は、当該有価証券を換金し、その金銭をお客さまの指定預金口座に入金いたします。投資信託においては、この場合の換金金額は、各投資信託の目論見書等に定められた日の価額に基づくものとします。この換金等によって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p><u>④お客さまが第 20 条に定めるこの規定の変更に同意しないとき</u></p> <p><u>⑤お客さまについて相続の開始があったとき</u></p> <p><u>⑥やむを得ない事由により、当行が契約の解約を申し出たとき</u></p> <p>第 20 条 (規定の変更)</p> <p>1. この規定は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに変更されることがあります。<u>なお、変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その変更事項を通知または公表いたします。</u></p> <p>2. <u>前項の通知または公表は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告等によって代えることがあります。</u></p> <p>3. <u>前二項の通知または公表もしくは掲載または公告等が行われた後、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第 1 条 この規定は、<u>平成 28 年 1 月 1 日</u>より適用します。</p>	<p>第 16 条 (解約等)</p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでも証券振替決済口座を通知なく解約することができるものとします。この場合、証券振替決済口座に有価証券の残高があるときは、直ちに当行所定の手続きをとり、当該有価証券を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第 7 条において定める振替を行えない場合は、当該有価証券を換金し、その金銭をお客さまの指定預金口座に入金いたします。投資信託においては、この場合の換金金額は、各投資信託の目論見書等に定められた日の価額に基づくものとします。この換金等によって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p><u>④お客さまについて相続の開始があったとき</u></p> <p><u>⑤やむを得ない事由により、当行が契約の解約を申し出たとき</u></p> <p>第 20 条 (規定の変更)</p> <p>この規定は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページ等への掲載またはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第 1 条 この規定は、<u>2019 年 5 月 7 日</u>より適用します。</p>

改正前	改正後
<p>第3条（累積投資契約の申込方法）</p> <p>1. お客さまが、累積投資取引を開始するときは、当行所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、署名押印し、これを当行にご提出いただくことによつて本契約を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り本契約を締結することができます。</p> <p>2. 当行は、前項の申込みを受け、当行が承諾した場合には直ちにお客さまの「累積投資口座」を開設いたします。</p> <p><u>3. 累積投資口座を開設した場合には、当行は累積投資口座開設のご案内を遅滞なくお客さまの届出住所にあてて送付または交付します。</u></p> <p>第10条（累積投資取引の解約）</p> <p>1. 本契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約できるものとします。</p> <p><u>⑤お客さまが第13条に定めるこの約款の変更に同意しないとき。</u></p> <p>⑥お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき。</p> <p>⑦お客さまが暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき。</p> <p>⑧やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。</p> <p>第13条（約款の変更）</p> <p><u>1. この約款は、法令の変更、その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。なお、変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、またはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その変更内容をお客さまに通知または公表いたします。</u></p> <p><u>2. 前項の通知または公表は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告等によって代えることがあります。</u></p> <p><u>3. 前二項の通知または公表もしくは掲載または公告等が行われた後、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第1条 この約款は、<u>平成29年10月1日</u>より適用します。</p>	<p>第3条（累積投資契約の申込方法）</p> <p>1. お客さまが、累積投資取引を開始するときは、当行所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、署名押印し、これを当行にご提出いただくことによつて本契約を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り本契約を締結することができます。</p> <p>2. 当行は、前項の申込みを受け、当行が承諾した場合には直ちにお客さまの「累積投資口座」を開設いたします。</p> <p>第10条（累積投資取引の解約）</p> <p>1. 本契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約できるものとします。</p> <p>⑤お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき</p> <p>⑥お客さまが暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>⑦やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき</p> <p>第13条（約款の変更）</p> <p><u>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページ等への掲載またはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第1条 この約款は、<u>2019年5月7日</u>より適用します。</p>

改正前	改正後
<p>第 5 条（申込内容の変更）</p> <p>1. お客さまは、当行所定の書面により必要事項を記入のうえ、署名および当行へのお届印により押印し、これを当行に提出することにより、申込内容を変更または本サービスの解約・<u>休止</u>をすることができます。</p> <p>3. お客さまのお申し出による内容の変更、本サービスの解約・<u>休止</u>は、申込日の 3 営業日目（申込日を含みます。）以降に最初に到来する振替日の口座振替分から適用されるものとします。</p> <p>第 15 条（規定の変更）</p> <p>1. <u>この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに変更されることがあります。なお、変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知または公表いたします。</u></p> <p>2. <u>前項の通知または公表は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告等によって代えることがあります。</u></p> <p>3. <u>前二項の通知または公表もしくは掲載または公告等が行われた後、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第 1 条 この規定は、<u>平成 29 年 10 月 1 日</u>より適用します。</p>	<p>第 5 条（申込内容の変更）</p> <p>1. お客さまは、当行所定の書面により必要事項を記入のうえ、署名および当行へのお届印により押印し、これを当行に提出することにより、申込内容を変更または本サービスの解約をすることができます。</p> <p>3. お客さまのお申し出による内容の変更、本サービスの解約は、申込日の 3 営業日目（申込日を含みます。）以降に最初に到来する振替日の口座振替分から適用されるものとします。</p> <p>第 15 条（規定の変更）</p> <p>この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき</u>変更されることがあります。<u>変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページ等への掲載またはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第 1 条 この規定は、<u>2019 年 5 月 7 日</u>より適用します。</p>

改正前	改正後
<p>第 17 条 (特定口座の廃止)</p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当したときは、この契約は解約され、当該解約に伴いお客さまの特定口座は廃止されるものとします。</p> <p><u>⑤お客さまが第 22 条に定めるこの約款の変更に同意しないとき</u></p> <p><u>⑥お客さまが法令またはこの約款の定め違反したとき</u></p> <p><u>⑦やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき</u></p> <p>第 22 条 (約款の変更)</p> <p><u>1. この約款は、法令の変更その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。なお、変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、またはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その変更内容をお客さまに通知または公表いたします。</u></p> <p><u>2. 前項の通知または公表は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告等によって代えることがあります。</u></p> <p><u>3. 前二項の通知または公表もしくは掲載または公告等が行われた後、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第 1 条 この約款は、<u>平成 29 年 10 月 1 日</u>より適用します。</p>	<p>第 17 条 (特定口座の廃止)</p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当したときは、この契約は解約され、当該解約に伴いお客さまの特定口座は廃止されるものとします。</p> <p><u>⑤お客さまが法令またはこの約款の定め違反したとき</u></p> <p><u>⑥やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき</u></p> <p>第 22 条 (約款の変更)</p> <p><u>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページ等への掲載またはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第 1 条 この約款は、<u>2019 年 5 月 7 日</u>より適用します。</p>

改正前	改正後
<p>第7条の2（累積投資勘定終了時の取扱い）</p> <p>1. 累積投資勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において終了します。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、第5条第2項または第6条第2項の規定により累積投資勘定を廃止する場合には、同各項に定める日に当該累積投資勘定は終了します。</p> <p>3. 前二項の終了時点で、累積投資勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>①お客さまが当行に特定口座を開設しており、<u>お客さまから当行に対して施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管</u></p> <p>②前号に掲げる場合以外の場合 <u>一般口座への移管</u></p> <p>第14条（契約の解除）</p> <p>この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、各号に掲げる日に解約され、お客さまの非課税口座は廃止されるものとします。</p> <p>⑦<u>お客さまが第17条に定めるこの約款の変更に同意されないとき 当行が定める日</u></p> <p>第17条（約款の変更）</p> <p>1. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに変更されることがあります。<u>なお、変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>2. <u>前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第1条 この約款は、<u>平成2018年8月20日</u>より適用します。</p>	<p>第7条の2（累積投資勘定終了時の取扱い）</p> <p>1. 累積投資勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において終了します。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、第5条第2項または第6条第2項の規定により累積投資勘定を廃止する場合には、同各項に定める日に当該累積投資勘定は終了します。</p> <p>3. 前二項の終了時点で、累積投資勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>①お客さまが当行に特定口座を開設して<u>いない場合 一般口座への移管</u></p> <p>②前号に掲げる場合以外の場合 <u>特定口座への移管</u></p> <p>4. <u>お客さまが、累積投資勘定に係る株式投資信託と同一銘柄の株式投資信託を一般口座において保管されている場合には、お客さまは、当該株式投資信託を一般口座へ移管する旨を依頼するものとします。</u></p> <p>第14条（契約の解除）</p> <p>この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、各号に掲げる日に解約され、お客さまの非課税口座は廃止されるものとします。</p> <p>第17条（約款の変更）</p> <p>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき</u>変更されることがあります。<u>変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページ等への掲載またはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第1条 この約款は、<u>2019年5月7日</u>より適用します。</p>